

議案第45号

北上市中小企業県制度融資利子補給基金条例

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した市内の中小企業者のうち、岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年4月1日岩手県制定）に基づく普通小口資金及び小規模小口資金、いわて起業家育成資金貸付要綱（平成9年4月1日岩手県制定）に基づく創業資金、岩手県商工観光振興資金貸付要綱に基づく一般資金又は岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱（令和2年4月1日岩手県制定）に基づく新型コロナウイルス感染症対策資金の貸付けを受けたものに対して市が行う利子の補給に要する経費に充てるため、北上市中小企業県制度融資利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的を達成するための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月3日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて岩手県の制度融資を利用した中小企業者に対する利子の補給に要する経費に充てるため、北上市中小企業県制度融資利子補給基金を設置しようとするものである。